

幸田町公告第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8・9年度に幸田町が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格、審査の方法等並びに随意契約できる者の必要な資格、審査の方法等を次のとおり定める。

令和7年12月 1日

幸田町長 成 瀬 敦

（工事の参加資格）

第1条 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第2条に規定する建設工事及びこれに類する工事（以下「工事」という。）の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格又は随意契約できる者の必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加できる者は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

ア 業法第3条の規定に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けている者

イ 入札参加の資格審査を希望する業種について、審査基準日（決算日）が令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間にある経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者。ただし、令和7年7月1日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合には、入札参加資格申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとする。

ウ 令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でない者

エ 国税（所得税・法人税・消費税）及び地方税（道府県民税・市町村民税・事業税・固定資産税・地方消費税）が未納でない者

オ 法令等の定めにより許可、登録等を受けることが必要とされる場合に、これを受けている者

カ 虚偽の申請をしない者

キ 「幸田町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成19年10月4日付けで岡崎警察署長と幸田町長が締結）に基づく排除措置を受けていない者

(2) 工事の随意契約ができる者は、前号の規定を準用する。

（設計・測量・建設コンサルタント等業務の参加資格）

第2条 設計・測量・建設コンサルタント等業務（以下「設計等」という。）の指名競争入札に参加できる者は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

(1) 入札参加の資格審査を希望する業種について、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは、法令等による営業の登録を必要とする場合は当該登録を受けている者

(2) 前条第1号ウからキまでのいずれにも該当する者

2 設計等の随意契約ができる者は、前項の規定を準用する。

(物品の製造・販売及び役務の提供等の参加資格)

第3条 物品の製造・販売及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）の指名競争入札に参加できる者は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

(1) 物品の製造等審査基準日（令和8年1月5日）の直前2年の各営業年度において、製造又は販売等の種類別に製造高、販売高又は実績高のある者

(2) 第1条第1号ウからキまでのいずれにも該当する者

(3) 小規模修繕（契約金額20万円以下）については、幸田町に主たる事業所（本社）を有する者

2 物品の製造等の随意契約ができる者は、前項の規定を準用する。

(申請方法)

第4条 入札参加資格審査申請方法は、次のとおりとする。

(1) 工事

工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札等（随意契約を含む。以下同じ。）に参加する資格の審査を受けようとする者は、「あいち電子調達共同システム（CALS／EC）」を利用して電子申請しなければならない。

(2) 設計等

設計等の業務委託契約の指名競争入札及び随意契約に参加する資格の審査を受けようとする者は、「あいち電子調達共同システム（CALS／EC）」を利用して電子申請しなければならない。

(3) 物品の製造等

物品の製造等の契約に参加する資格の審査を受けようとする者は、「あいち電子調達共同システム（物品等）」を利用して電子申請しなければならない。

(4) その他の契約

工事、設計等及び物品の製造等の契約等以外で、町長が必要と認める契約に参加できる者の資格審査を受けようとする者の申請書の提出時期、方法等については、前3号までの規定をそれぞれ準用して行うものとする。

(受付期間)

第5条 入札参加資格審査の定時受付の期間は、令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

(資格の審査)

第6条 入札参加資格審査は、第1条から第3条までの規定（工事の一般競争入札につい

ては、幸田町一般競争入札参加事務取扱要領（昭和59年幸田町要綱第10号）第3条第1項の規定による要件を含む。）による参加資格要件、提出書類等の確認に加え、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める審査項目について総合的に審査する。

(1) 工事

業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果、資本金、営業年数、工事経歴、成績、信用度、工事安全成績等の評価等

(2) 設計等

入札参加資格審査を希望する業種ごとの年間平均実績高、自己資本額、有資格者数及び営業年数等

(3) 物品の製造等

営業年数、営業成績、設備概要、自己資本金等

(4) その他の契約

工事、設計等及び物品の製造等の契約等以外で、町長が必要と認める契約に参加できる者の資格の審査は、契約の性質又は目的により前3号まで規定するそれぞれの資格の審査の審査項目を準用して行うものとする。

（資格の有効期間）

第7条 入札参加資格の有効期間は、令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）までとする。

（申請内容の変更）

第8条 入札参加資格審査申請後に変更があったときは、申請者は変更届（幸田町独自様式）に加え、変更内容を証する書面を添付して、速やかに町長に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第9条 参加資格審査申請後に廃業をした場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（雑則）

第10条 令和8・9年度の入札参加資格者の決定までに行う一般競争入札及び指名競争入札等については、なお従前の例による。